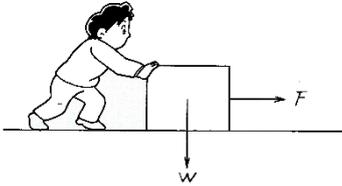
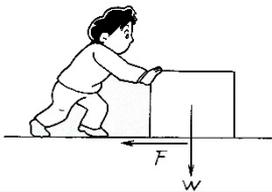


186 わかりやすい！第6類消防設備士試験 新訂第1版 第1刷 正誤表

本書の掲載内容に下記の誤りがございました。ここに訂正させていただきますとともに深くお詫び申し上げます。  
初版時からの訂正を載せております。お手持ちの本では修正されているものもございます。

頁	箇所	誤	正
23	3. 摩擦イラスト		
24	下から3行目	・・・ $h = 3$ となり、	・・・ $n = 3$ となり、
51	問題23	p.50の問題19と重複しておりました。削除してください。	
52	1行目	p.31	p.32
55	下から4行目	20の図・・・	27の図・・・
68	4行目	11の1	12の1
74	例題 解説	特別支援学校は、6項ニの非特定防火対象物であり、表の(b)に該当するので、…かつ、…でなければ届出義務はありません。	特別支援学校は、6項ニの <b>特定防火対象物</b> であり、表の(a)に該当するので、延べ面積が <b>300㎡以上</b> でなければ届出義務はありません。
105	問題28(4)	・・・であっても、消防長・・・	・・・であっても、 <b>延べ面積が1000㎡以上でかつ</b> 、消防長・・・
118	こうして覚えようの下の※の括弧	この表の下の枠の部分と入れ替えてください。	
119	ページのトップに挿入	この表の下の括弧の部分を入れてください。	
126	上から3行目	p.293 参照	p.348 参照
127	例題(1)	第2類危険物の引火性液体	第2類危険物の引火性 <b>固体</b>
129	問題3(2)	カラオケボックス	<b>博物館</b>
	解説3, 4行目	(2)のカラオケボックスはp118の①のグループ(延べ面積に関係なく設置するグループ⇒問題1参照)に属するので、これが誤りです。	(2)の <b>博物館はP119の③のグループ(300㎡以上の場合に設置するグループ⇒問題2参照)</b> に属するので、これが誤りです。
130	問題5(3)	・・・290㎡のもの	・・・ <b>110</b> ㎡のもの
	問題5(4)	(4)3階部分にある飲食店(火を使用する設備あり)で床面積が40㎡のもの	(4)3階部分にある飲食店(火を使用する設備を <b>設けたもので、防火上有効な措置が講じられていないもの</b> )で床面積が40㎡のもの
147	下から4行目	<b>4</b>	<b>3</b>
156	枠の最終行	p.247の(12)	p.249の(14)
157	下から10行	・・・安全弁⇒ <b>現在では</b> 二酸化炭素消火器と化学泡消火器のみ使用されている。	・・・安全弁⇒二酸化炭素消火器と化学泡消火器 <b>及びハロン1301消火器</b> に使用されている。
161	下から3行目	p.246②	p.245
168	表中A 棒状 抑制		<b>○</b>
183	2～3行目	強化液の <b>霧状</b> 以外・・・	強化液以外・・・
193	12行目(頁中央)	・・・質量や指示圧力値等・・・	・・・質量等・・・

199	上から4行目	・・・①から⑩までの	・・・①から⑩までの
205	図4-13右上	p.273の写真参照	p.291の写真参照
206	下から2行目	p.208	p.207
213	【問題7】	次のうち正しい組み合わせは・・・	次のうち正しいものは・・・
222	下から6行目	すが、容器弁付気の・・・	すが、容器弁付の・・・
234	④2行目	p.150	p.159
257	10行目～	・・・ガス加圧式粉末消火器のみに・・・	・・・ガス加圧式粉末消火器などに・・・
258	【問題15】(3)	選択肢を入れ替え	<b>大型化学泡消火器には、開口部に設ける。</b>
266	2行目	(1) 加圧用ガス容器は・・・	(1) 内容積が <b>100 m<sup>3</sup>を超える</b> 加圧用ガス容器は・・・
267	【問題27】解説	p.247	p.248
271	下から7行目	p.247	p.248
272	【問題4】選択肢	(2) これらの消火器のうち、 <b>充てんされた消火薬剤量を容量のみで表示しているものはどれか。</b>	(2) これらの消火器のうち、 <b>薬剤量をリットル(L)で表示されているものを記号で答えよ。</b>
273	【問題4】解答	(2) <b>容量表示のみの消火器 化学泡消火器・・・となっています)</b>	(2) <b>リットル表示の消火器 A, B, C (水系消火器が該当します。)</b>
282	表下から3行目	*の注	(*p.162②、p.164の*3を参照)
283	表中3行目	p.246	p.245
314	問10 解答 通信機器室	A,D,E(水系はNGだが、強化液は霧状だと適応する)	<b>A,B,C,E (二酸化炭素はNG)</b>
	問10 解説	事務室、ポイラー室、飲食店は「 <b>建築物その他の工作物</b> 」になるので、 <b>普通火災</b> に適応する消火器でよく、また電気室は <b>はじめ通信機器室などは電気火災</b> に適応する消火器を選定します(注：強化液消火器は霧状にすると電気火災に適応します。))。	事務室、ポイラー室、飲食店、 <b>通信機器室は「建築物その他の工作物」</b> になるので、 <b>普通火災</b> に適応する消火器でよく、また電気室は <b>電気火災</b> に適応する消火器を選定します(注：強化液消火器は霧状にすると電気火災に適応します。))。

P118 こうして覚えようの下の※部分の括弧を入れ替える

※3項イとロについて
● 「火を使用する設備や器具」を設けたもので、「防火上有効な措置が講じられていないもの」が対象です。
○ 下線部が「防火上有効な措置が講じられているもの」については ⇒②のグループに入る(150m <sup>3</sup> 以上で設置義務)。
○ 「火を使用する設備や器具」を設けていないもの ⇒消火器具の設置そのものが不要。

P119のトップに追加

3※	イ 料理店、待合等
	ロ 飲食店

※3項イとロについて、「火を使用する設備や器具」を設けたもので、「防火上有効な措置が講じられているもの」についてはこの②のグループに入ります。